

1 通所型サービス(独自) サービスコード表(令和4年10月1日～)

通所型独自サービス

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
A 6 1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	1,672単位	1,672	1月につき	
A 6 1112	通所型独自サービス1日割			55単位	55	1日につき	
A 6 1221	通所型独自サービス/22		事業対象者、要支援2(週1回程度)	1,672単位	1,672	1月につき	
A 6 1222	通所型独自サービス/22日割			55単位	55	1日につき	
A 6 1121	通所型独自サービス2		事業対象者、要支援2(週2回程度)		3,428単位	3,428	1月につき
A 6 1122	通所型独自サービス2日割				113単位	113	1日につき
A 6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A 6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A 6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者、要支援1(週1回程度)	376単位減算	-376	1月につき	
A 6 6126	通所型独自サービス同一建物減算/22		事業対象者、要支援2(週1回程度)	376単位減算	-376		
A 6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者、要支援2(週2回程度)	752単位減算	-752		
A 6 5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	1月につき	
A 6 5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225		
A 6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240		
A 6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50		
A 6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200		
A 6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位加算	150		
A 6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ	ト(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算	160		
A 6 5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ	チ 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480		
A 6 5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ	チ 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480		
A 6 5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅲ		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480		
A 6 5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅳ	チ 選択的サービス複数実施加算(Ⅳ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700		
A 6 6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	リ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位	20	1回につき	
A 6 6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位	5		
A 6 5005	通所型独自サービス事業所評価加算	ヌ 事業所評価加算		120単位加算	120	1月につき	
A 6 6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	ル サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	88単位加算		88
A 6 6022	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/22			事業対象者、要支援2(週1回程度)	88単位加算		88
A 6 6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者、要支援2(週2回程度)	176単位加算		176
A 6 6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/22		事業対象者、要支援1(週1回程度)	72単位加算	72		
A 6 6128	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ		事業対象者、要支援2(週1回程度)	72単位加算	72		
A 6 6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ/22		事業対象者、要支援2(週2回程度)	144単位加算	144		
A 6 6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅳ	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	24単位加算	24		
A 6 6124	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅳ/22		事業対象者、要支援2(週1回程度)	24単位加算	24		
A 6 6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅴ		事業対象者、要支援2(週2回程度)	48単位加算	48		
A 6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヲ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100		
A 6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A 6 4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/22		生活機能向上連携加算(Ⅱ)運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100		
A 6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ワ 科学的介護推進体制加算		40単位	40		
A 6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算			1月につき
A 6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算			
A 6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算			
A 6 6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の——90% 加算			
A 6 6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の——80% 加算			
A 6 6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	コ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算		1月につき	
A 6 6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算			
A 6 6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	タ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目							
A 6 8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型独自サービス費 (独自)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	1,672単位	定員超過の場合 ×70%	1,170	1月につき	
A 6 8002	通所型独自サービス1日割・定超			55単位		39	1日につき	
A 6 8014	通所型独自サービス/22・定超		事業対象者、要支援2(週1回程度)	1,672単位		1,170	1月につき	
A 6 8015	通所型独自サービス/22日割・定超			55単位		39	1日につき	
A 6 8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者、要支援2(週2回程度)			3,428単位	2,400	1月につき
A 6 8012	通所型独自サービス2日割・定超					113単位	79	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目							
A 6 9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型独自サービス費 (独自)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	1,672単位	看護・介護職員 が欠員の場合 ×70%	1,170	1月につき	
A 6 9002	通所型独自サービス1日割・人欠			55単位		39	1日につき	
A 6 9014	通所型独自サービス/22・人欠		事業対象者、要支援2(週1回程度)	1,672単位		1,170	1月につき	
A 6 9015	通所型独自サービス/22日割・人欠			55単位		39	1日につき	
A 6 9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者、要支援2(週2回程度)			3,428単位	2,400	1月につき
A 6 9012	通所型独自サービス2日割・人欠					113単位	79	1日につき

※「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の加算率を乗ずる所定単位数は、「通所型サービス費(基本報酬)」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合」、「生活機能向上グループ活動加算」、「運動器機能向上加算」、「若年性認知症利用者受入加算」、「栄養アセスメント加算」、「栄養改善加算」、「口腔機能向上加算」、「選択的サービス複数実施加算」、「口腔・栄養スクリーニング加算」、「事業所評価加算」、「サービス提供体制強化加算」、「生活機能向上連携加算」、「科学的介護推進体制加算」の合計単位数

※介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能